GIDWR 岐阜県感染症発生動向調査週報

2016 年第 24 週 (6/13~6/19)

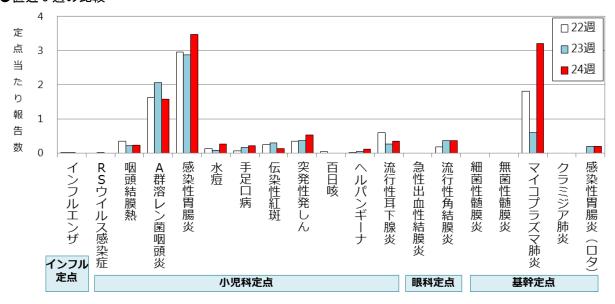
Gifu Infectious Diseases Weekly Report

岐阜県感染症情報センター(岐阜県保健環境研究所)

- ◇ 6月に入り、県内で腸管出血性大腸菌感染症患者が報告されています。 →トピックス
- ◆ A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は前週より減少したものの、多数の患者が報告されています。
- ◆ 手足口病とヘルパンギーナが前週よりわずかに増加しています。今後の動向に注意が必要です。
- ■定点把握対象疾患(インフルエンザ定点:87 か所、小児科定点:53 か所、眼科定点:11 か所、基幹定点:5 か所)
- ●警報・注意報レベルの保健所がある疾患

	疾患名	保健所(定点当たり報告数)
警報レベル	なし	_
注意報レベル	なし	_

●直近3週の比較



■全数把握対象疾患

●今週届出分

1 類感染症: なし 2 類感染症: 結核 11 例

3類感染症:腸管出血性大腸菌感染症4例(O157:4例) 4類感染症:レジオネラ症2例

5類感染症:カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症2例

●2016 年累計

1 類感染症	なし			
2 類感染症	結核	203 例		
3 類感染症	腸管出血性大腸菌感染症	11 例		
4 類感染症	A型肝炎	1例	デング熱	2 例
	つつが虫病	1 例	レジオネラ症	9 例
5 類感染症	アメーバ赤痢	3 例	侵襲性肺炎球菌感染症	32 例
	ウイルス性肝炎	1 例	水痘(入院例に限る)	4 例
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	5 例	梅毒	13 例
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	3 例	播種性クリプトコックス症	3 例
	後天性免疫不全症候群	15 例	風しん	2 例
	侵襲性髄膜炎菌感染症	3 例		

全国情報は国立感染症研究所感染症疫学センターの HP をご覧ください。

■トピックス

《腸管出血性大腸菌感染症》

◆ 県内で患者が報告されています

6月に入り、県内で5例の腸管 出血性大腸菌感染症患者が報告 されています。

全国の患者報告数は5月から 増加傾向にあります。毎年、夏期 に患者が増加しますので、これか らの季節は特に注意が必要です。

◆ 食肉は十分な加熱を

食肉は処理の工程で腸管出血

性大腸菌などの病原菌の汚染を受けることがあるため、食肉を 生または加熱不十分の状態で食べることは危険です。食肉は内 部まで十分に加熱して食べることが大切です。

また、牛のレバーは、その内部にも腸管出血性大腸菌が存在することがわかっていますので、必ず加熱して食べましょう。

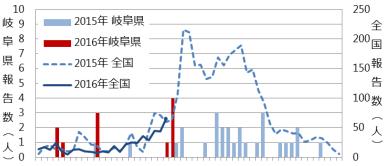
◆ 保育所などでは集団感染に注意しましょう

腸管出血性大腸菌は、患者の便を介して人から人へ感染(糞口感染)します。 特に、保育所や幼稚園など乳幼児の集団 生活の場では感染が広がりやすく、集団 感染を起こすことがあるため注意が必要 です。

予防には、トイレ後や食事前、おむつ 交換後の手洗いの徹底、汚物の適切な取 扱いなど、日常の感染予防対策が重要で す。

乳幼児の場合、家庭内でも感染が拡大しやすいため同様の注意が必要です。

腸管出血性大腸菌感染症 週別患者報告数



1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月

腸管出血性大腸菌感染症患者報告数

	全国	岐阜県		
2010年	4,135	46		
2011年	3,939	85		
2012年	3,770	64		
2013年	4,045	57		
2014年	4,156	37		
2015年	3,565	27		
2016年	472	11		

2016年 全国:1~23週、岐阜県:1~24週

血清型別患者報告数(岐阜県)

血污土沉思古報日数(大千八)									
	0157	026	0103	0111	0121	0145	0115	その他 ・不明	合計
2010年	37	5	2					2	46
2011年	41	39	2			1		2	85
2012年	34	8	1	19	1			1	64
2013年	32	18	1		2	1		3	57
2014年	24	6		1	6				37
2015年	15	7			5				27
2016年	5		3				3		11

2016年は24週まで

★腸管出血性大腸菌感染症とは

ベロ毒素を産生する大腸菌による感染症で、腹痛、下痢、血便などを主症状とします。多くの場合、3~5日の潜伏期の後、激しい腹痛をともなう頻回の水様便の後に血便となります。有症者の約5%が溶血性尿毒症症候群(HUS)や脳症などの合併症を起こし、時には死亡することもあります。

★感染症法における取扱い

腸管出血性大腸菌感染症は、感染症法において3類感染症全数把握対象疾患に定められており、 患者を診断した医師は直ちに保健所に届け出なければなりません。届出基準・届出様式はこちらを ご覧ください。

http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/11223/kansenshouhou-kijun.html

(保健医療課 HP)